

動薬協会発 225 号

平成24年10月3日

社団法人 日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会  
理事長 福 井 邦 顯  
( 公 印 省 略 )

動物用医薬品等取締規則の一部改正について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班  
長より通知がありましたのでお知らせします。

事務連絡  
平成24年9月28日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課  
薬事審査管理班長

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第52号）が別添のとおり平成24年9月28日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

人用医薬品の承認に係る薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

第百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十一」に改める。

2. 施行期日

平成24年9月28日



○農林水産省令第五十二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

農林水産大臣 郡司 彰

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十一」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。